

# 京都日独協会のホームステイ受け入れ要綱

— ドイツからの訪問者を受け入れていただくために —

1999年6月制定

2008年5月改定

当協会の事業の一つとして（短期）ホームステイを通じてドイツとの親善を進めています。会員あるいは非会員の家庭のボランティアとしての協力を得て、このホームステイをより活発にかつ円滑に進めるため、協会として以下の「要綱」を纏めました。人々が互いに異国を訪問するのが本来であります。ここでは「受け入れ」に重点を置いて、受け入れ家庭向けにこの「要綱」を作りました。京都は単に観光だけではなく、勉学・体験のために外国からの訪問者が多く、当協会としても皆様のご協力を得てホームステイを充実させたいと考えています。なお「要綱」は基本的な事項に止め、来日する若者と受け入れ家庭の条件によって、適宜柔軟に運用するのが良いと考えます。不明な点は協会までお尋ね下さるようお願いいたします。

## 要綱

- 1) **期間：** 2週間以内（受け入れ家庭の都合により期間を調整する）。複数の家庭でレレー式に受け入れることも考える。奨学金などを得て、長期（3ヶ月以上）滞在学生の場合は別途（有料の）部屋の提供を考えることになり、本協会の事業では扱わない。
- 2) **来訪者：** 成人（18才以上）が原則である。従って滞在は来訪者自身の責任において行われる。来訪者は原則としてドイツ各地にある「独日」協会会員である。現在は大学などの在校生が多い。未成年者の場合は保護者（親権者）の保証書（署名）がいる。
- 3) **ホームステイ希望の受け付け：** 下記の当協会事務局が受け付ける。（受け入れ家庭には直接申し込まない。）通常希望者は当協会か（財）日独協会（東京）へドイツの協会所定の書式を送ってくる。なお会員などが（個人的に）直接受け入れる場合は別として、協会が受け付ける場合には、この「要綱」に従って頂きたい。
- 4) **受け入れ家庭のする事：** 独立した寝室を用意する。食事や風呂など家族と一緒にし、普通の家庭生活の体験をさせる。観光案内などは柔軟に考える。最近は自転車などで、自分で見て歩くドイツの若者が多い。
- 5) **来訪者のする事：** 部屋の掃除、家事などの手伝い。訪問の前や帰国後に、受け入れ家庭に手紙を書くなど「礼」をつくる。
- 6) **協会（会員）のする事：** 先に書いたように、来訪者との大人同士の信頼による滞在であるから、協会（員）は資料の提供や翻訳などをして受け入れ家庭の支援をするに止まる。これに関連して学生などドイツ語を学ぶ若い日本人の協力が期待される。

7) 滞在に要する費用の負担： 原則として部屋、風呂、食事などの生活費は受け入れ家庭の負担。交通費、外食代、入場料など家庭外の費用や国際電話代は来訪者が負担する。

8) 言語(ことば)： 受け入れ家庭の一人は英語かドイツ語が解かることが期待される。そうでない場合には、本協会が間に立つ人を紹介する。逆に訪問者には日本語を学ぶ姿勢が求められる。協会は言語の違いから来る誤解を避けるために、手紙や資料の提供、通訳、翻訳をする。

9) 事故・病気など不測の事態： 良識ある市民として誠意をもって対処することが期待される。来訪者には「海外旅行保険」に加入してくるなど、入院・治療に備えるよう、受け入れ交渉に際し協会が要請する。受け入れ家庭が治療費などの負担をする必要はない。

10) お願い： 受け入れる用意のある他の家庭(人)があれば、協会に「登録」させて頂きたいので、お知らせ下されれば有り難い。

最後に、受け入れを契機に会員がドイツを訪問するなど親善が深まることを願っている。

### 京都日独協会の簡単な説明

昭和32年(1957年)に設立された「文化及び産業における日独両国間の関係を助長し、併せて両国民の親善を図る」(会則第3条)協会である。3ヶ月に一回程度の例会(Stammtisch)を開催している。またドイツから京都でホームステイの希望があれば受け入れ家庭を探し紹介するなど日独交流事業を行っている。2010年3月末の会員数は法人11、個人41である。

全国各地に約45の「日独協会」があり、また東京に全国日独協会連合会があり(財)日独協会<http://www.jdg.or.jp/>に事務を委託している。京都の近くでは大阪、奈良、神戸の各日独協会があるが組織や活動の実態は協会によって様々である。ドイツにもアウグスブルクからヴェルツブルクまで各地に約40の独日協会がありまた独日協会連合会がある。

京都にはこれらと別に(財)日独文化研究所とドイツ文化センター(ゲーティンスティテュート・京都)があり左京区川端荒神口上るの建物に入っている。後者はドイツ外務省関係の公的機関である。

現在当協会の会長は翠川修(京大名誉教授、医学博士)であり事務所は下記に置いている。

京都日独協会 〒606-0046 京都市左京区上高野諸木町50-3 翠川医院内  
電話/FAX 075 701 8111 email: [jdgkyoto@hotmail.co.jp](mailto:jdgkyoto@hotmail.co.jp)

(以上 2010年7月)